

新潟港を利用した

コンテナ貨物輸出に向けた支援制度のご案内

新潟市では、新潟港を利用してコンテナ貨物の輸出を行う荷主に対し、補助制度を設けています。是非ご利用ください。

1. 補助対象期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

2. 補助対象事業者

①新規事業者

新規に新潟港を利用してコンテナ貨物を輸出した荷主
(平成28年度、平成29年度の利用実績がない荷主)

②大口事業者

新潟港を利用した輸出コンテナ貨物の実績を、前年度に比べ25TEU以上50TEU未満増加させた荷主

③新規開拓事業者

輸出実績がない国に新潟港を利用して新規にコンテナ貨物を輸出した荷主

3. 補助金の額

①新規事業者

1TEU当たり2万円 (1事業者当たり上限50万円)

②大口事業者

25万円+25TEU超過分1TEU当たり5千円を加算 (1事業者当たり上限37万円)

③新規開拓事業者

1TEU当たり1万円 (1事業者当たり上限10万円)

※ 新潟市の予算の範囲内での補助となります。また、新潟市と新潟県の輸出補助金の要件に複数該当する場合、同一事業年度において、いずれか一方の補助金しか交付を受けることはできません。

4. お問い合わせ先

新潟市都市政策部 港湾空港課 TEL:025-226-2739

FAX:025-229-5150

E-mail:kowankuko@city.niigata.lg.jp



みなとまち。みらいまち。新潟市

